

日本標準規格B4判(十一行全)(木村納)

陸甲二九

陸甲二九

昭和十一年七月二十三日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 延

法制局長官

外務大臣

立

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙陸軍大臣請議陸軍軍需審
議會令中改正、件外三件
ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

陸軍部第二六號

昭和十一年七月廿三日



陸軍

陸普第四五四九號

陸軍軍需審議會令中改正ノ件外三件改正ノ件

昭和十一年七月廿三日 陸軍大臣伯爵寺内壽一

内閣總理大臣 廣田弘毅 殿

陸軍軍需審議會令中改正ノ件外三件別紙勅令案ノ通改正相成度理
由書ヲ相添ヘ閣議ヲ請フ

陸軍

朕陸軍軍需審議會令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年七月三十一日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第二百四十四號

陸軍軍需審議會令中左ノ通改正ス

第五條中「陸軍省軍務局長」ノ下ニ「陸軍省兵務局長」ヲ加ヘ「及

兵監」ヲ「兵監及陸軍航空本部長」ニ改ム

第六條中「陸軍省整備局統制課長」ヲ「陸軍省整備局整備課長」ニ

改ム

附則

本令ハ公布ノ、日ヨリ之ヲ施行ス

后

理
由
書

国立公文書館
National Archives of Japan

陸軍

朕陸軍航空廠令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

昭和十一年七月三十一日

内閣總理大臣
陸軍大臣

勅令第百四十三號

陸軍航空廠令中左ノ通改正ス

第一條中「航空ニ關スル器材」ヲ「航空ニ關スル兵器」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ……日ヨリ之ヲ施行ス

陸
軍

理
由
書

陸軍航空本部令ノ改正ニ伴ヒ改正スルノ要アルニ由ル

陸軍

朕陸軍航空技術研究所令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅 令 名 制 重

昭和十一年七月三十一日

内閣總理大臣
陸軍大臣

勅令第二百四十二號

陸軍航空技術研究所令中左ノ通改正ス

第一條中「航空ニ關スル器材」ヲ「航空ニ關スル兵器」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ、、、、日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍

理由書

陸軍航空本部令ノ改正ニ伴ヒ改正スルノ要アルニ由ル

陸 軍

朕陸軍兵器廠令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和十一年七月三十一日

内 閣 總 理 大 臣
陸 軍 大 臣

勅令第二百四十五號

陸軍兵器廠令中左ノ通改正ス

第一條中「陸軍航空本部管掌器材ヲ除ク」ヲ「陸軍航空本部所掌ノモ
ノヲ除ク」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ、、、、日ヨリ之ヲ施行ス

陸
軍

理
由
書

陸軍航空本部令ノ改正ニ伴ヒ改正ノ要アルニ由ル

參照

陸軍軍需審議會令

昭和七年五月
勅令第七十三號

(總理陸軍
大臣副署)

第五條 陸軍省軍務局長、陸軍省整備局長、

陸軍省兵器局長、陸軍省經理局長、陸軍省

醫務局長、參謀本部部長、教育總監部本部

長及兵監ハ其ノ關係事項ニ付隨時會議ニ

出席シ意見ヲ開申スルコトヲ得

第六條 陸軍軍需審議會ニ幹事長一人及幹

事若干人ヲ置ク

幹事長ハ陸軍省整備局統制課長ヲ以テ之

ニ充ツ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ他ニ本職アル陸軍將校同相當官ノ

中ヨリ陸軍大臣之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承

ケ庶務ヲ整理ス

参照

朕陸軍航空廠令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十年七月二十九日

内閣總理大臣 岡田 啓介

陸軍大臣 林 銑十郎

勅令第二百二十三號（官報七月三十日）

陸軍航空廠令

第一條 陸軍航空廠ハ航空ニ關スル器材、燃料等ノ購買、貯藏、保存及補給竝ニ航空ニ關スル器材ノ廢品處分及修理ヲ掌ル

日本標準規格B4列（十一行全）（木村納）

參照

陸軍航空技術研究所令

昭和十年八月
勅令第二百二十二號
(總理、陸軍
大臣、關署)

陸軍航空技術研究所令

第一條 陸軍航空技術研究所ハ航空ニ關ス
ル器材、燃料等ノ考案及審査ヲ爲シ且航
空技術ニ關スル調査、研究及試験ヲ行ヒ
其ノ改良進歩ヲ圖ル

日本標準規格B4列(十一行全)(木村納)

日本標準規格B4判(十一行全)(木村納)

参照

陸軍兵器廠令

大正二年三月
勅令第三十號

(總理陸軍
大臣署名)

第一條 陸軍兵器廠ハ兵器(陸軍航空本部管掌器材ヲ除ク以下之ニ同シ)ノ
購買、検査、貯蔵、保存、修理、補給及廢品處分ヲ掌ル

日本標準規格B4判(十一行全)(木村納)

陸甲二二

土八五

昭和十一年七月二十三日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 陸

法制局長官



外務大臣

陸

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙陸軍大臣請議聯隊區司

令部令改正、件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

去司司